



発行 東京都

目次

- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一
- 市街地再開発組合の設立認可……………
- ………(同)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ………(環境局環境改善部有害化学物質対策課)……………一
- 告 示(公)
- 昭和六十二年東京都公安委員会告示第四十七号(指定車両移動保管機関の指定)の一部改正……………四
- 公 告
- 東京都指定粒子状物質減少装置の指定……………
- ………(環境局自動車公害対策部計画課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 争議行為の予告(四件)……………
- ………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………五
- 違法駐車車両移動保管事務の引継ぎ……………(警視庁)……………一〇

告 示

●東京都告示第二百九十四号  
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき神宮前四丁目地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。  
 平成十九年三月九日  
 東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都告示第二百九十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき平河町二丁目東部南地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。  
 平成十九年三月九日  
 東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 組合の名称  
平河町二丁目東部南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成十九年三月九日から平成二十二年八月三十一日まで
- 三 施行地区  
東京都千代田区平河町二丁目地内
- 四 事務所所在地  
東京都千代田区平河町二丁目十五番二十四号
- 五 設立認可の年月日  
平成十九年三月九日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び千代田区役所の掲示場に掲示する。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成十九年四月七日

●東京都告示第二百九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
 平成十九年三月九日  
 東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
新宿区市谷本村町四十二番一の一部、平成十九年二月同番十六、市谷左内町十二番二から二十三、同番四まで及び十三番から二十番まで
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

●東京都告示第二百九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。  
 平成十九年三月九日

●東京都告示第二百九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成十九年三月九日

東京都知事 石原慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり（板橋区舟渡四丁目二千八百四十三番二十二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図

